

新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した建築確認検査業務等の実施について

令和2年（2020年）7月17日
長野県諏訪建設事務所建築課

長野県では、新型コロナウイルス感染症の予防対策について、感染が拡大している地域[※]との往来について慎重な行動を呼びかけているところです。この取組を進めるため、諏訪建設事務所管内の標記業務等に係る申請の取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、趣旨をご理解のうえご協力いただきますようお願いいたします。当該取扱いは、令和2年7月20日より実施させていただきます。

※ 直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が1.0を上回っている都道府県【7月13日時点で、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県及び鹿児島県の9都府県】

記

1 共通注意事項

- (1) 標記業務等には、建築確認申請、完了・中間検査申請、定期調査報告、開発許可申請、長期優良住宅認定申請、福祉のまちづくり条例届出及び省エネ法届出等が含まれ、詳細は別紙を参照してください。
- (2) 上記「感染が拡大している地域」からの申請、訂正及び副本等の受取は、原則、郵送での対応とし、窓口対応は当面行わないこととします。
- (3) 郵送の際には、事前に郵送する旨を当課及び各市町村窓口にて電話等で必ずご連絡ください。
- (4) 申請時には、副本等の受取に足りる返信用配達手段を同封のうえ送付してください。
- (5) 各申請書類等は信書となりますので、レターパック等による適切な郵便方法を利用するとともに、配達状況の追跡が可能な手段の利用をお勧めします。（返信用も同様としてください。）
- (6) 窓口対応が必要とする場合は、当所建築課長までご連絡ください。個別事情により検討させていただきます。また、県庁許可申請等につきましては、当該取扱いに抛らないこととします。

2 申請等フロー図（建築確認申請の事例です）

